

百聞は一見にしかず

N P Oの活動最前線で見た政策課題と我々の行動

2006年7月

社団法人 経済同友会

目次

はじめに.....	1
1. 百聞は一見にしかず.....	2
(1) 「百聞は一見にしかず」プログラムを企画・実施.....	2
(2) 社会的課題の現場①：ニート、ひきこもり、不登校.....	3
(a) 深刻化するニート、ひきこもり、不登校.....	3
(b) ようやく始まった政府の対応.....	5
(c) きめ細かな対応で先行するNPO.....	6
(イ) NPO法人ニュースタート事務局.....	6
(ロ) 財団法人東京YMCA・Liby.....	7
(3) 社会的課題の現場②：外国人受け入れ.....	8
(a) 在留外国人の増加と不十分な制度・インフラ整備.....	8
(b) 必要に迫られた地方自治体、まだ動きの遅い国.....	9
(c) 地道な活動を続けるNPO.....	10
(イ) NPO法人ふじみの国際交流センター.....	10
(ロ) NPO法人多文化共生センター・東京21.....	11
(4) 社会的課題の現場③：小児難病患者・家族支援.....	12
(a) 難病と闘う子供たちとその家族.....	12
(b) 行政の対応：「研究事業」から「児童福祉」へ.....	13
(c) 患者家族を支えるNPO：社会保障を補完する支援の手.....	14
(イ) 財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン.....	14
(ロ) 財団法人がんの子供をまもる会.....	15

2．企業としての貢献の可能性	15
(1) 企業が促す個人の参画	15
(2) 富士ゼロックス「端数倶楽部」	16
(3) 資生堂「花椿基金」	17
3．2006年度の活動の方向性	19
おわりに	20
巻末資料	21

はじめに

NPO・社会起業委員会は、2005年7月に提言『社会変革に挑むNPOには優れた経営者と志ある資金が必要である——企業経営者からの提言、企業経営者としての行動計画——』を発表した。2005年度は、同提言で掲げた「行動計画」に基づき、特に実践活動に重点を置きながら活動を展開した。

その大きな柱は、『『百聞は一見にしかず』プログラム』の実施であった。このプログラムは、英国のNPOである Business in the Community (BITC) が実施している Seeing is Believing Programme をモデルとしたものであり、NPOの活動現場を実際に訪問することによって、社会的課題やその解決に取り組むNPOに対する企業経営者の関心や理解を高めることを目的としている。2005年度においては、NPOの活動現場への訪問を半日ツアー形式で3回実施したほか、NPO関係者を招いてのヒアリング・意見交換会を3回実施した。

併せて、本委員会ではNPOの活動を支える資金や人的資源が不足している中で、特に個人の参画を促すために、企業としてあるいは企業経営者個人として、どのような貢献が可能かを探るべく、企業が取り組んでいる優良事例についてのケーススタディを実施した。

本報告書は、こうした1年間の活動を通じて得られた知見を中間的に整理し、今後の活動の参考資料とするとともに、本委員会が実施してきた実践活動の一部を広く紹介することを目的にとりまとめたものである。ぜひご一読いただければ幸いである。

1. 百聞は一見にしかず

— N P Oの活動の先に見えた社会的課題

(1) 「百聞は一見にしかず」プログラムを企画・実施

2005年度の本委員会の大きな成果の一つは、「百聞は一見にしかず」プログラムを企画・実施したことであった。この取り組みは、英国のN P Oである Business in the Community (BITC) が実施している The Prince's Seeing is Believing Programme をモデルとしている。

B I T Cのプログラムは、その名称に "Prince" が冠せられているように、同団体の名誉理事長であるチャールズ皇太子が自ら主宰するもので、企業経営者が学校や貧困地域などの現場を実際に訪問することによって、企業や企業経営者が社会的課題の解決にどう貢献していくべきかを考える契機となることを目的としている。1990年に開始された同プログラムでは、15年間で400回以上の現場訪問ツアーが実施され、延べ4,000名以上の企業経営者が参加するなど、大きな実績を残している。

本委員会では、B I T Cの活動に積極的に参画されているアンソニー・サルツバ B C放送副会長（フレッシュフィールドズ法律事務所代表）をお招きしたが、英国紳士のノブレス・オブリージュを体現されている同氏の体験談が大変印象的であったとの声が委員から挙がった。

経済同友会においても、教育現場への参画は「学校と企業・経営者の交流活動」として推進しているが、B I T Cのようにさまざまな社会的課題に焦点を当てた取り組みを実践すべく、2005年度の本委員会ではN P Oの活動現場への訪問を半日ツアー形式で3回実施した。B I T Cに比べると、まだ微々たる機会ではあるが、ニート問題などさまざまな社会的課題の解決に取り組む活動の最前線を目のあたりにすることができた。

以下では、各回のツアーでテーマにした3つの社会的課題別に、問題の現状、政府の対応、N P Oの提示・実践している解決策を概観する。なお、ツアーの

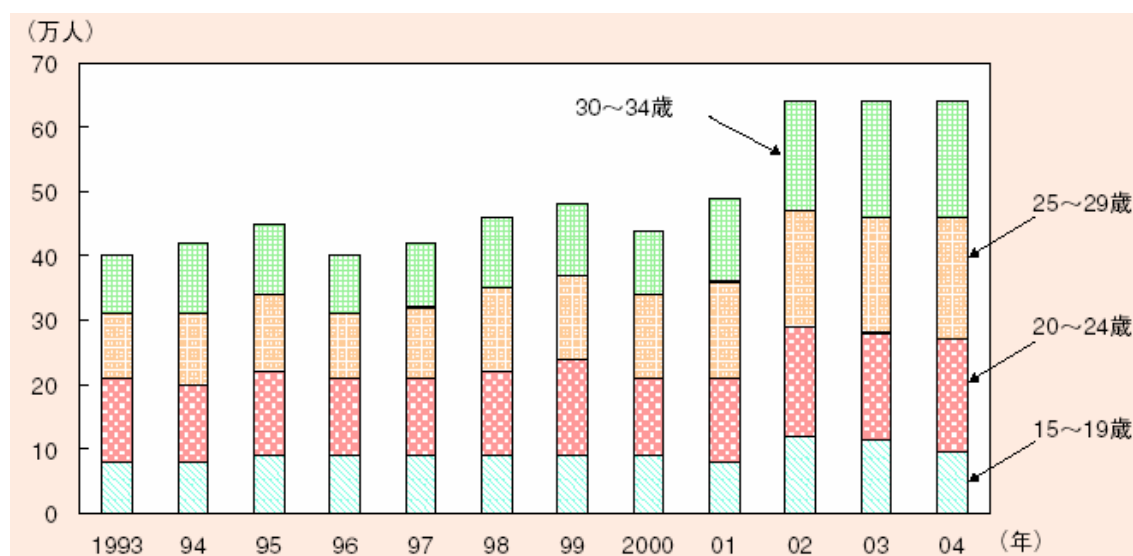
他にも、財団法人日本ユニセフ協会の東郷良尚副会長、NPO法人シャプラニール＝海外市民協力の会の坂口和隆事務局長をお招きし、ヒアリングと意見交換を行ったが、国際協力分野におけるNPO／NGOの活動は広く知られていることもあり、本報告書ではツアーの内容を中心に紹介させていただく。

(2) 社会的課題の現場①：ニート、ひきこもり、不登校

(a) 深刻化するニート、ひきこもり、不登校

「ニート（NEET; Not in Education, Employment, or Training）」と言われる若者の増加が、社会問題となっている。その定義や人数は統計によって異なるが、例えば内閣府は「15～34歳の未婚で、職業訓練も含め、通学もしていない者（家事手伝いも含む）」と定義し、その数を約85万人と推計している。一方、厚生労働省は「非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者」を「若年無業者」として、その数を約64万人と推計している。いずれにせよ、近年その数の増加や高年齢化が問題となっている。

図：ニート数の推移（厚生労働省の定義「若年無業者」）



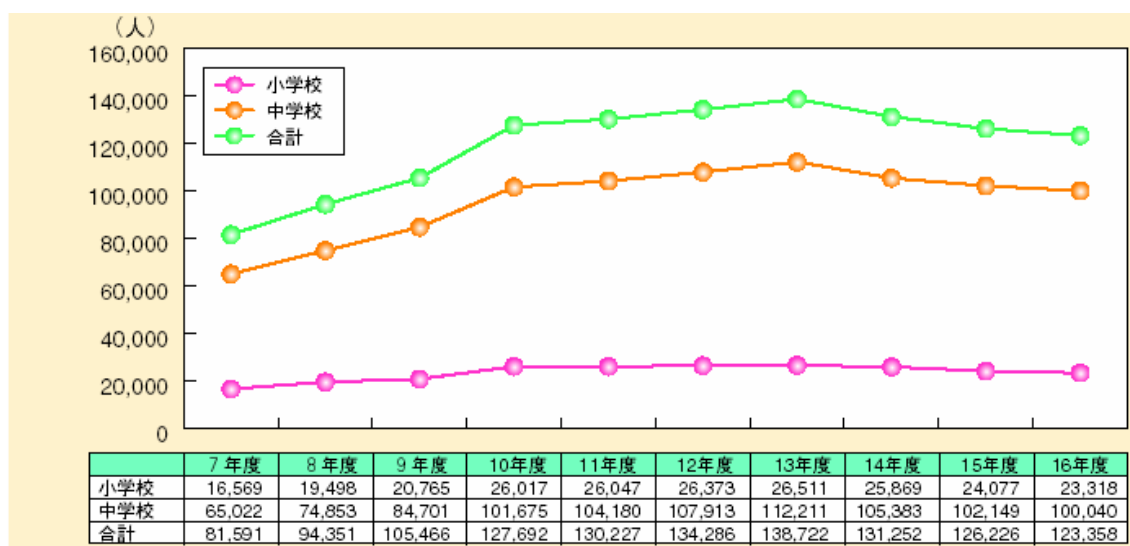
出所：平成17年版『労働経済白書』（厚生労働省）

また、ニートとは定義が異なるが、以前から「ひきこもり」も社会問題化し

ていた。「ひきこもり」とは、「さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」（厚生労働省）と定義され、その数は100万人とも200万人とも言われるが、実態の把握は難しい。

16歳未満の「ひきこもり」は、「不登校」という現象として表われている。「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」（文部科学省）という定義に基づき、その数は約12万3,000人とされている。

図：不登校児童生徒数の推移



出所：平成17年版『文部科学白書』（文部科学省）

こうした問題が顕在化する中で、一部には「働く意欲のない若者が悪い」「子供を甘やかす親が悪い」といった批判も聞かれるが、こうした事象が増えている背景には、雇用、教育、地域社会、家庭などの場で生じている複雑な問題が複合的に絡んだ要因が潜んでおり、単純な精神論だけで解決できる問題ではない。

(b) ようやく始まった政府の対応

ニート問題について、政府は「若者の自立・挑戦のためのアクション・プラン」の中で、「地域の相談体制充実等によるニート対策の強化」という柱を立て、2006年度に27億円の関連予算を計上した。その内容は、以下のとおりである。

① ニートに対する働く意欲や能力の向上

- 「地域若者サポートステーション」の設置：専門的な相談や地域の若者支援機関を活用した支援を行う。
- 「若者自立塾」事業の推進：合宿形式による集団生活の中で、働く自信と意欲を付与する。
- その他

② ニート等に対する「学び直し」の機会の提供

- 「草の根eラーニングシステム」の整備：ビジネススキルなどを手軽に学べる機会を提供する。
- その他

このうち、昨年度にスタートした「若者自立塾」は全国20カ所に設置され、592名が参加、修了した447名のうち200名が就業した（2005年7月1日～2006年5月1日までの実績）。

ひきこもりについては、厚生労働省が2003年に保健所・精神保健福祉センターなどの地域の相談機関向けに作成された「ひきこもり対応ガイドライン」を各都道府県・指定都市等に配付し、関係機関と連携し相談活動の充実を図るよう通知した。しかし、行政としての効果的な対応は難しく、家族、精神科医、NPOなどの個別対応に委ねられているのが現状である。

不登校についても同様であるが、NPO等が運営しているフリースクールが不登校児童・生徒の受け皿となり、実績を積み重ねてきたことから、文部科学省は、2003年5月にフリースクールなどにおいて「相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする」との通知を出すに至った。

(c) きめ細かな対応で先行するNPO

このように、この分野ではすでにいくつかのNPOが問題解決に取り組み、成果をあげていたり、NPOの活動が契機となって行政が動いたケースも多い。そこで、「百聞は一見にしかず」プログラムでわれわれが訪問したNPOが、この課題についてどのような解決策を提示・実践してきたのかを次に紹介する。

(イ) NPO法人ニュースタート事務局

NPO法人ニュースタート事務局は、1994年に不登校やひきこもりの若者たちをイタリアの農園に送り、彼らが他者とのつながりを再構築することを応援する試みから発足した。1999年にNPO法人化し、国内でも共同生活や仕事体験の場を提供し、若者の“再出発（ニュースタート）”を支援している。有給スタッフ10名のほか、数多くのボランティアが活動を支援し、年間予算は約3億3,000万円。主として、以下の3つの活動を展開している。

① 交流の場への橋渡し：「レンタルお姉さん」「レンタルお兄さん」

- 「レンタルお姉さん」「レンタルお兄さん」と呼ばれるボランティアがひきこもりの若者たちの家庭を訪問し、彼らを自宅から連れ出すことから始める。若者に対して手紙、電話、訪問というプロセスを経て交流を深める。直接会えるようになるのに半年、自宅の外に連れ出すのに1年程度かかることが多いという。

② 共同生活体験の場の提供：「若衆宿」

- 自宅から出た若者たちは、「若衆宿」と呼ばれる寮で共同生活を送る。寮の自主運営や他の若者たちとの交流を通じ、さまざまな経験を積むことができる。

③ 労働体験・社会体験を積むための場の提供：「仕事体験塾」

- 「若衆宿」で共同生活を送れるようになった後は、デイサービスセンター（高齢者ケア）、託児所、何でもお手伝い屋、喫茶店、パソコンを使ったＩＴ事業部など、同団体が運営するさまざまな仕事場で実社会の仕事を体験しながら、仕事をする力、社会に参加できる力を身につけさせる。同時期に複数の仕事を体験することによって、自分のやりたい仕事を見つける。

（ロ）財団法人東京ＹＭＣＡ・Ｌｉｂｙ

東京ＹＭＣＡ・Ｌｉｂｙは、東京ＹＭＣＡが1996年から開催した「不登校懇談会」での議論を契機に1998年に活動を開始した。「Ｌｉｂｙ」とは、“let it be at the YMCA of Tokyo”の略で、いわゆる不登校と言われる子供たちや児童精神科で何らかの診断を受けた子供たち、ひきこもりと呼ばれる青年たちが“ありのままでいられる場所”を提供している。スペースを徐々に拡大し、現在は新宿区中落合の一軒家で活動している。有給スタッフ6名、登録ボランティア200名、年間予算は約1,400万円。

子供がのびのびと生活できる場所であるために、また、進学を希望する子供のために、以下のプログラムを重視している。

① 場の提供：子供たちが溜まれる場を提供

- 木造二階建ての「セカンドハウス」を活用し、平日の昼間に勉強、ＴＶゲーム、パソコン、静かに休むなど、それぞれ目的別の部屋を開設。家庭的な雰囲気の中で、心を休ませることができる。

② 学習サポート：高校進学・大検受験などのサポート

- 進学を希望している生徒には、個人の希望に沿って補習を行う。また、進学先の高校の情報提供や進学相談等も行っており、子供たちの進学への道が閉ざされないようなサポート体制も備えている。

過去6年間で150名以上の子供が登録し、そのうち約8割が進学、フリースクールへの通学など、学校への復帰を果たしている。また、「ペアレンツクラブ」という不登校の子供を持つ保護者の会も設立し、家族のサポートも行っている。

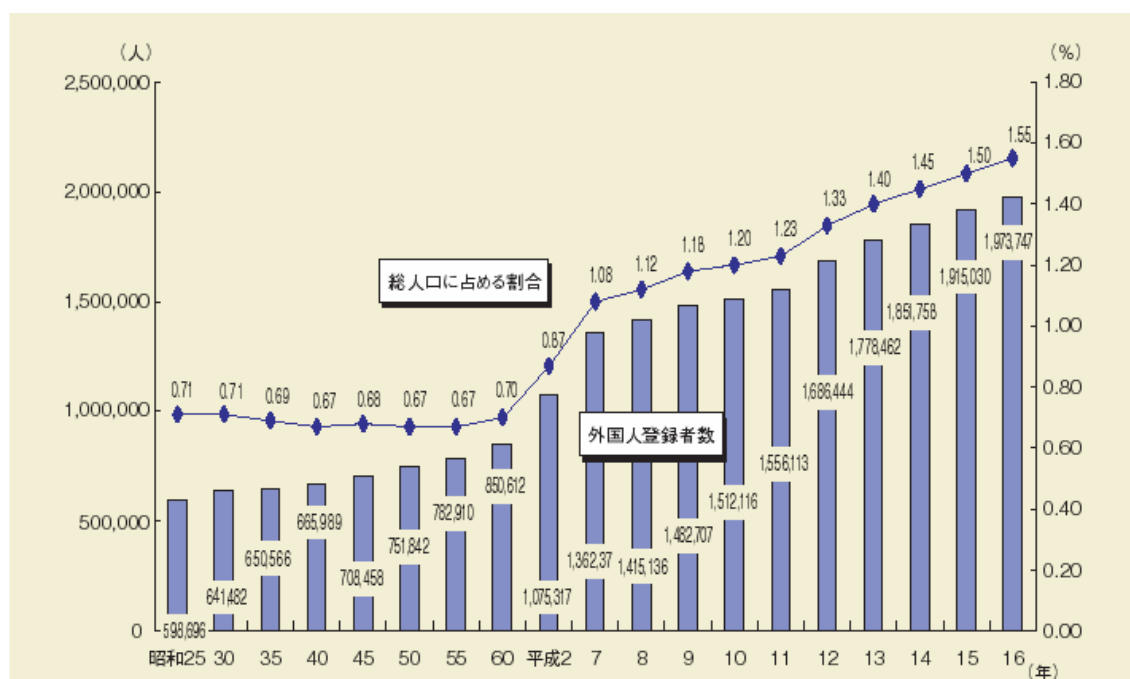
(3) 社会的課題の現場②：外国人受け入れ

(a) 在留外国人の増加と不十分な制度・インフラ整備

グローバル化の進展に伴い、国境を越えた人の移動が活発化している。人口が減少していくわが国の経済をより活力あるものとするためにも、海外の優れた多様な人材を就労や留学で惹きつけていく必要がある。また、EPA（経済連携協定）の推進により、看護師などの受け入れも進展する可能性がある。

すでに、わが国の外国人登録者数は2005年で約200万人に達し、総人口の約1.6%を占め、この10年で約46%増となった。

図：外国人登録者数の推移とわが国の総人口に占める割合の推移



出所：平成17年版『出入国管理』（入国管理局）

特に、1990年に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正されてからは、日系ブラジル人など南米の日系人の来日が急増している。日系人の多くは就労目的で家族を伴う場合が多い。

こうした状況において、わが国は外国人を受け入れるための諸制度・インフラの整備が十分ではなく、さまざまな問題が顕在化している。例えば、日本に呼び寄せられた家族は日本語取得が十分ではなく、生活情報の不足など日常生活に支障をきたすことが多い。また、社会保障や子供の教育なども大きな問題となっている。

特に、子供の教育については、日本語能力が不十分なまま日本の学校に編入するため、授業についていけず不登校になるケースや、能力は十分あるにもかかわらず、日本語の入試問題が理解できないために高校進学ができず、その結果として就職の機会も閉ざされるというケースも数多く見られる。

（b）必要に迫られた地方自治体、まだ動きの遅い国

この問題についての行政の対応は、在留外国人が数多く居住するようになった地域の自治体では、必要に迫られて独自の取り組みを始めているが、国全体としての対応は十分ではない。2000年には南米日系人が数多く居住する自治体を中心に「外国人集住都市会議」が設立され、毎年意見交換や国への働きかけを行っている。

こうした中で、総務省が設置した「多文化共生の推進に関する研究会」は2006年3月に提言をとりまとめ、地方自治体における先進事例を紹介するとともに、国における総合的省庁横断的検討を行うことを求めた。経済財政諮問会議においても、「グローバル戦略」の一環として外国人受け入れに伴う環境整備を検討することが議論されている。

地方自治体の先進事例について、例えば上記の総務省研究会提言では以下のような事例が紹介されている。

① 不就学解消に向けての支援（静岡県浜松市）

- 2002年度から「外国人学習サポート（カナリーニョ）教室」を市内に4カ所設置し、不就学の子どもたちへの就学支援や就学している児童生徒への日本語とポルトガル語を使った学習指導およびポルトガル語の指導を行っている。

② バイリンガル教員の配置（群馬県太田市）

- 2004年度から、外国人児童生徒教育特区として、ブロック別集中校システムのもとで、日本語とポルトガル語のわかる教員を配置し、日本語の習得と主要教科の理解度の向上を目指したバイリンガル授業を実施して、ブラジル人児童生徒に対してきめ細やかな指導体制を整備。

さらに、在留外国人の地域参画と相互理解を促すことを目的に、「外国人市民代表者会議」を設置したような川崎市のような自治体もある。

（c）地道な活動が続けるNPO

この問題については、NPOも地道な活動が続けており、地域において重要な役割を果たしている。「百聞は一見にしかず」プログラムでは、以下の団体の取り組み現場を訪問した。

（イ）NPO法人ふじみの国際交流センター

ふじみの国際交流センターは、日本語学習を支援しているボランティアや国際交流・国際協力に関心のある人たちが中心となり、身近な地域に暮らす外国人との交流と支援活動をする拠点づくりとして1997年に設立された。2000年にNPO法人となり、「地域に居住する外国籍の人たちの自立支援および市民との交流・協力活動を推進し、多文化共生社会を実現すること」を目的に掲げ、活動の幅を広げている。年間予算は約600万円で、基本的に無報酬のボランティア・スタッフ20数名を中心に運営され、会員は180名。その事業は、以下の

とおりである。

① 日本語教室の運営

- 日本人ボランティアによる日本語教室を開催し、日常会話、学校での授業についていくために必要なレベルの日本語文法等、それぞれの外国人のニーズに応じた学習ができる（同センターの支援を受ける外国人による外国語教室も開催し、双方向の支援・交流活動を実現している）。

② 日本語教師の学校派遣

- 小・中学校からの依頼に応じて、日本語の学習が不十分なまま学校に転入する外国籍の児童・生徒の日本語と学習の支援を行っている。授業時間・放課後に学校の別室で個別指導をしたり、教室の中で生徒の隣に座って支援することもある。

③ 外国人の生活相談の受付

- 土日を除く午前10時から午後4時まで相談員が常駐し、無料で、外国人の生活相談を受け付けている。日常生活の相談のほか、役所・裁判所・ハローワークへの同行、勤務先との交渉など活動は多岐にわたる。外国籍の相談員による5カ国語での対応も実施している。2005年度には、487件の相談受付の実績があった。

（口）NPO法人多文化共生センター・東京21

多文化共生センターは、1995年の阪神・淡路大震災の直後に「外国人地震情報センター」として発足し、電話相談などにより外国人被災者への支援を行った団体である。同年10月に「多文化共生センター」と名称変更し、国籍、言葉、文化、習慣などの違いを認め合い、互いに尊重し合う「多文化共生社会」の実現を目的として活動する（2000年8月にNPO法人格取得）。全国5カ所で活動していたが、2006年4月にそれぞれの地域が独立して法人格を取得した。有給

スタッフは2名、年間予算は約1,200万円で、以下の活動を行っている。

① 外国籍児童の学習支援

- 毎週1回、外国人児童の日本語レベルや母国語を考慮しながら、個別およびグループ学習形式でボランティアが日本語を教えているほか、英語・数学といった学校の教科の学習をサポートする授業もある。また、子供を日本の高校に行かせたいと考える日本語を母国語としない親子のために、ボランティア・グループと中学・高校の教員が協力して、高校受験のためのガイダンスを行っている。

② 外国籍児童の実態調査

- 外国籍児童・生徒の教育実態を把握するために行った区行政（戸籍住民課外国人登録、区教育委員会）、教育委員会へのアンケートに加え、朝鮮学校、華僑学校、韓国学園に対する調査を加え、外国籍の児童の就学実態を把握している。また、外国籍児童・生徒の進路状況を調査し、外国籍の子どもに対する教育制度の問題点・課題を指摘している。

（4）社会的課題の現場③：小児難病患者・家族支援

（a）難病と闘う子供たちとその家族

小児がんをはじめ、「小児慢性特定疾患」と定義される治療法の確立していない難病に罹患している子供は、わが国に10万人以上存在している。その家族にとっては、長期の療養生活による経済的負担はもちろんのこと、精神的負担も想像以上に大きいのが現状である。

表：小児慢性特定疾患治療研究事業の給付人数

疾患名	2001年度給付人数
悪性新生物	23,303
慢性腎疾患	4,473
ぜんそく	3,719
慢性心疾患	4,958
内分泌疾患	37,113
膠原病	3,166
糖尿病	6,561
先天性代謝異常	8,710
血友病等血液疾患	10,751
神経・筋疾患	808
合計	103,562

出所：厚生労働省

注：後述するように、2005年度に同事業に関する制度見直しが行われ、現在では対象疾患に一部変更がある。

（b）行政の対応：「研究事業」から「児童福祉」へ

政府では、こうした難病の治療方法に関する研究を推進するとともに、子供の家族の医療費負担を軽減することを目的に、1974年から「小児慢性特定疾患治療研究事業」を実施してきた。同事業では、健康保険でカバーされない患者の自己負担分が国や地方自治体によって全額負担されてきた。

医学の進歩や国の財政状況などの変化を受けて、2005年4月より、これまで研究のための治療という位置付けであった同事業は、児童福祉法によって法的根拠のある事業となるとともに、対象疾患、対象年齢、給付範囲、患者負担について下記のように大きく見直された。

- ① 対象疾患の見直し（41疾患の追加と15疾患の削除）
- ② 入院・通院の区別の廃止（通院もすべて対象に）
- ③ 対象年齢の延長（18歳未満から20歳未満へ）
- ④ 患者自己負担の導入（収入別による限度額を設定）
- ⑤ 対象者の重点化（重症認定者の自己負担免除）

(c) 患者家族を支えるNPO：社会保障を補完する支援の手

このように、この分野では治療法の研究や医療費にかかわる経済的負担の軽減など、行政によるサポートが行われているが、患者および患者家族の治療費以外の経済的負担や、それ以上に長期入院・通院に伴う精神的負担、治療後の自立支援など、行政だけでは対応が難しい部分も多い。こうした行政の手の届かない部分において、NPOが支援の手を差し伸べている。社会保障のあり方が再検討されている中で、このような取り組みは一つのモデルとして注目される。「百聞は一見にしかず」プログラムでは、以下の2団体の施設を見学し、関係者と意見交換を行った。

(イ) 財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン

約30年前の米国フィラデルフィアにおいて、白血病にかかった子供の親が「病院の近くに家族が少しでも安らげる宿泊施設ができないか」と考え、病院の近くにあるマクドナルドの店舗のオーナーや病院の医師などの協力を得て、募金運動を開始し、1974年に世界初の「ドナルド・マクドナルド・ハウス」が誕生した。現在では世界28ヶ国に合計258カ所のハウスが存在している。

こうしたドナルド・マクドナルド・ハウスを日本にも導入したいとの有志の働きかけにより、1999年に財団法人が設立され、2001年に小児難病などの治療を行う国立成育医療センターの隣に、日本初のマクドナルド・ハウス（せたがやハウス）が建設された。現在、せたがやハウスの他に、「せんだいハウス」（宮城県立こども病院に隣接）、「こうちハウス」（高知医療センターに隣接）、「おおさか・すいたハウス」（国立循環器病センターに隣接）が存在している。年間予算は、約11億5,000万円。同団体の主な活動は、以下のとおりである。

① ハウスの運営

- 難病児およびその家族が入院・通院する際の宿泊施設（ハウス）を運営している。年間利用者数は延べ1,777家族3,946名で、延べ6,657名のボランティアが施設の運営、家族のケアに携わっている。

② ハウス関連団体への助成

- 同様の活動を行う他団体への助成を行う。2005年度は8団体に20万円ずつが助成されたほか、海外へのボランティア研修派遣費用として100万円が助成された。

(口) 財団法人がんの子供をまもる会

がんの子供を守る会は、小児がん患児の家族が中心となり、1968年に設立された。研究助成や療養助成のほか、アフラック社の支援により、浅草橋と亀有に「アフラックペアレンツハウス」を建設し、東京の専門病院で治療を受ける患者とその家族に宿泊の場を提供している。

2. 企業としての貢献の可能性

ー 個人の意識を高めるための仕掛けをつくる

(1) 企業が促す個人の参画

このように、NPOの活動は決して華々しくはないものの、わが国が直面しているさまざまな社会的課題に対して、行政に先んじて適切な解決策を提示・実践しており、経済同友会として政策課題を検討する際にも大いに参考となるものであることが実感できた。

しかし、本委員会の昨年度の提言でも指摘したように、こうしたNPOの活動を支える資金や人が決定的に不足しており、アイデアや意欲はあっても活動の規模を発展させることはできないケースが多い。その一つの要因に、わが国の寄付の裾野の狭さ、とりわけ個人寄付の少なさの問題がある。

企業においては、さまざまな社会貢献活動が展開されているが、例えば企業が有するリソースを活用し、社員やお客様の個人の志を広く集め、参画を促す

ような仕掛けをつくることは、今後の社会貢献を考える上で、一つの方向となる。

そこで、2005年度の活動では、富士ゼロックス、資生堂、東京電力、ファイザーの各社の協力を得て、各社においてどのような先進的な取り組みを展開しているのかについて、ヒアリングを行った。

その中で、我々が注目した一つの方法は「職域募金」であった。これは、2005年1月に実施した米国調査で訪問したユナイテッド・ウェイ（わが国では赤い羽根共同募金に該当）も実施していたものでもあったが、従業員の毎月の給料から天引きして、寄付を集める仕組みである。こうした方法は、寄付をする者にとっては負担が少なく、社員の規模が大きければ一定の額を集めることができる。なかなか寄付文化が醸成しない現状において、仕掛けの一つになるのではないだろうか。

そこで、以下ではヒアリングした企業のうち、富士ゼロックスと資生堂の職域募金の例を紹介する。

（２）富士ゼロックス「端数倶楽部」

富士ゼロックスの職域募金組織である「端数倶楽部」は1991年に設立された。社員の自発的・自主的なボランティア組織として、趣旨に賛同する同社社員・役員・OB/OGが会員となっており、2005年6月の時点で会員数は4,358名である。

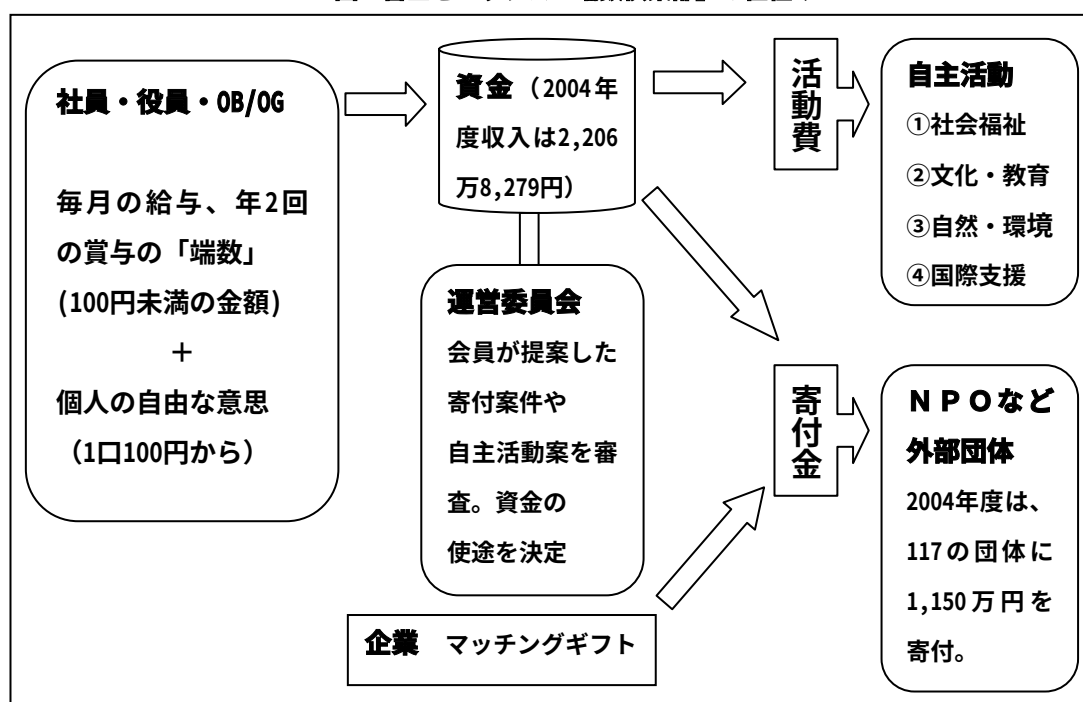
同倶楽部の会員は、給与と賞与の100円未満の端数に、自由意思で1口100円（1口～99口）の拠出金を毎月継続的に拠出している（退職者は、1年分を一括して支払う）。

集められた寄付金は、会員が重要と考える4分野（福祉、文化・教育、自然環境、国際支援）において、会員が推薦する外部団体への寄付や、自主プログラムの運営に充当されている。会員からの立候補により構成される運営委員会が、寄付推薦の審査、自主プログラムの決定を担っている。こうした仕組みに

よって、拠出した会員の意思が助成金の配分に反映される仕組みであることが、一つの特徴である。

外部への寄付について、2004年度は117団体に対して1,115万円の寄付が行われた。こうした外部への寄付については、会社側から同額の寄付（マッチング・ギフト）が加えられる仕組みになっている。

図：富士ゼロックス「端数倶楽部」の仕組み



出所：『富士ゼロックスサステナビリティレポート2005』他を参考に作成

（3）資生堂「花椿基金」

資生堂では、社会貢献活動の輪を広げていく試みとして、「SHISEIDO 社会貢献くらぶ—花椿基金—」（以下、花椿基金）を2005年6月に創設した。花椿基金は、資生堂の社会貢献活動に賛同する社員の自主的な活動であり、その活動・機能は大きく以下の3つに分類できる。

- ① 有志社員の給与から1口100円の寄付
（外部団体への寄付には、会社が同額をマッチングギフト）

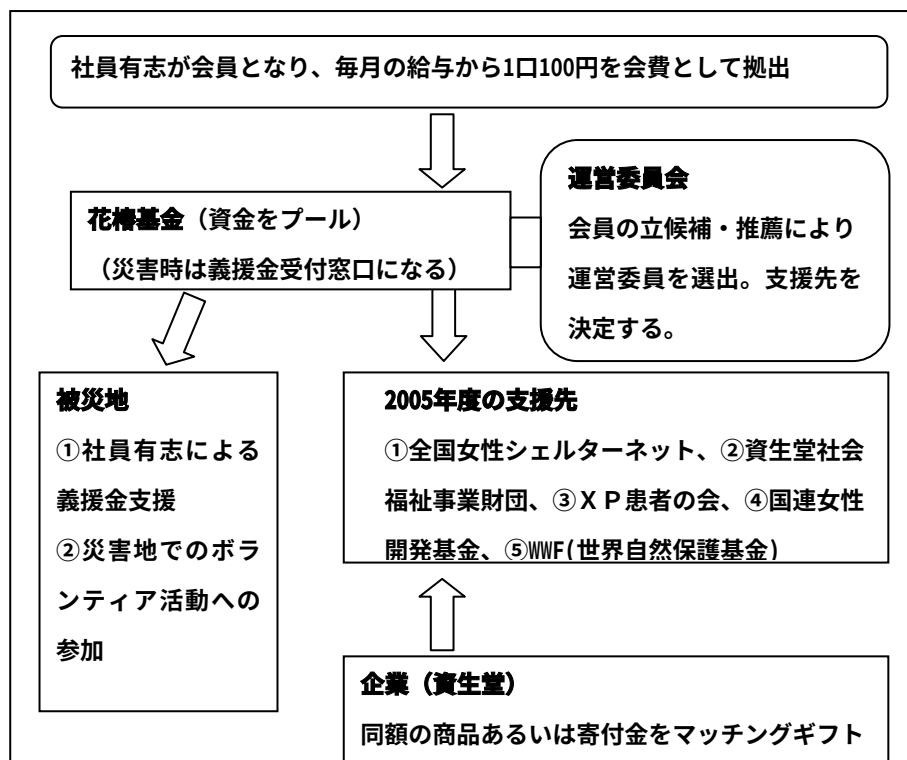
② 支援団体の活動に社員がボランティアとして参加

③ 災害時の義援金募集窓口

花椿基金の会員は、運営委員会が選定した5つの支援先団体の中から自由に寄付先を選定することができる。ここでも寄付者の意志が反映される仕組みとなっている。

また、花椿基金は、社員やOBだけでなく、お客様や取引先など、資生堂の全てのステークホルダーの参加を目指している。その第1弾として、花椿基金に寄付をする「CSR型優待」を、株主優待の選択肢の1つに追加した。今後は、資生堂が主催するフォーラムへの参加費を花椿基金を通じて支援先に寄付してもらうなど、間接的にお客様が参加できる仕組みを取り入れていく予定である。

図：資生堂「社会貢献くらぶ-花椿基金-」の仕組み



出所：『資生堂 CSRレポート 2005』他を参考に作成

3. 2006年度の活動の方向性

提言『社会変革に挑むNPOには優れた経営者と志ある資金が必要である』で打ち出した「行動計画」に基づき、2005年度は早期に実現可能なパイロット・プログラムとして、「百聞は一見にしかず」プログラムをスタートさせた。

2006年度においては、経済同友会としてのNPO支援という最終目標を視野に入れながら、実現可能な枠組みを構築していきたいと考えている。その具体的な姿については、2006年度の活動の中で検討していくが、これまでの議論の中で、我々として実現可能性のある取り組みとして、以下の事業が提起されている（以下はあくまで例示）。

① 職域募金導入の呼びかけ

- 富士ゼロックスや資生堂などが実践している「職域募金」は、企業やその従業員に過度の負担をかけることなく、小さな志をNPO支援に活かすことができる。両社の実践例を参考にモデルプランを作成し、その導入を呼びかける。

② NPOによるIRの場の提供

- NPOの設立あるいは事業拡大のため、資金や人の支援を必要としている社会起業家に対し、IRの場を提供する。従来のように、ただ「支援をお願いします」というスタイルではなく、NPO側の事業計画、資金計画を企業経営者や担当者の視点で厳しく評価し、場合によっては経営・運営に関する助言を行った上で、企業や経営者個人として支援を検討したいと思うNPOがあった場合には、個別に相談を重ねていく。

③ 大学などにおける「NPOと経営」に関する講座の協力

- 現在、大学・大学院ではNPOに関する講座に学生の関心が高まっている。しかし、「経営」「マネジメント」という視点での講座は少ない。そこで、こうした大学・大学院関係者とも相談の上、例えば

「NPOと経営」という連続講座を開講し、経済同友会の会員や所属企業のスタッフが経営的視点についての講演を担当するような試みも考えられる。

④ 政治・行政への働きかけの強化

- 経済同友会の特色は、その「政策提言」にある。この特色を活かし、寄付税制の問題、あるいはNPOの活動現場で問題提起されているような政策課題について、政治や行政に対して働きかけていく。
- 一部の自治体では、住民税の一部をNPO支援のために寄付することができる仕組みを導入している。こうした先進的な自治体の首長などと連携し、寄付文化の醸成を図る。

おわりに

2004年度から本格的に始まった本委員会の活動では、委員一人ひとりが「何かをしたい」という強い思いが随所に感じられ、大変活発な議論や行動が展開された。この思いを結集し、一つの「形あるもの」として残していくために、2006年度は本委員会にとって集大成の一年となるだろう。

わが国が真の「民間主導社会」になるためには、「民」の重要な主体の一つである「民間非営利セクター」の基盤を強化し、「小さな政府」の下でも「豊かな公」を築いていかなければならない。われわれ企業経営者には、社会の一員として何らかの手を差し伸べる使命があると考えている。その意味で、本委員会の活動について、委員のみならず、志ある多くの会員の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げる次第である。

巻末資料

『社会変革に挑むNPOには優れた経営者と志ある資金が必要である』 (2005年7月発表提言) 概要

1. 「民間主導型社会」の実現にはNPOの発展が不可欠である

①NPOも「民間主導型社会」の重要な担い手

- 「官から民へ」という場合、「官＝政府」「民＝企業」というイメージがあるが、「民」は必ずしも企業だけで構成されるものではない。政府でも企業でもない「民間非営利組織」(NPO: Nonprofit Organization) も「民」の重要な主体として認識すべきである。

②新しい発想と機動力で社会変革に取り組むNPOが求められている

- 複雑・多様化する社会的課題に対し、画一的な政府対応だけでは、根本的な解決は難しい。さらに、国と地方の膨大な財政赤字に直面するわが国では、あらゆる社会的課題の解決を「大きな政府」としてすべて「官」に依存するシステムは、もはや持続不可能である。
- そこで期待されるのが、NPOや個人が主役となる市民社会(シビル・ソサエティ)の形成であり、新しい発想と機動力で社会変革に挑戦するNPOの活躍である。

2. まずはNPOについて正しく認識・理解する必要がある

①「非営利＝無償のボランティア」ではない

- わが国では、「非営利」というと、「無償で何かをする」「儲けてはいけない」といったイメージを持つ人が多いが、これは大きな誤解である。
- 「営利(for-profit)」と「非営利(non-profit)」の違いは、事業を通じて利益(profit)を得るか否か(利益の有無)ではなく、事業を通じて得られた利益を出資者等で分配するか否か(利益分配の有無)の違いなのである。

②「NPO」といってもさまざまな「法人」が存在する

図表3：わが国の「民間非営利セクター」の全体像

	NPO			公益法人	
	最狭義	狭義	広義	狭義	広義
任意団体（法人格なし）					
特定非営利活動法人（NPO法人）					
社団法人					
財団法人					
学校法人					
社会福祉法人					
宗教法人					
医療法人					
更生保護法人					
（非公益） 中間法人					
労働組合					
信用組合					
共同組合					
共済組合					

（出所）総務省『公益法人に関する年次報告』（平成16年度版）他を参考に作成。

③NPOも企業と同様に「事業を行う組織」である

- 営利と非営利の違いが「利益分配の有無」に過ぎないのであれば、企業とNPOは共に必要な資金を集め、人を雇い、事業を行い、成果をあげる「組織」であることに変わりはない。NPOの活動は単にボランティアや余暇だけではなく、人々が職業としてかかわる場であり、経済活動の主体の一つでもある。

3. NPOの課題は「経営能力」と「財務基盤」にある

①NPOも企業と同じように「経営」が必要である

- NPOが直面する課題の第一は、その経営の能力にあると考える。残念ながら、わが国のNPO関係者の中には「経営」「管理」「戦略」といった言葉にまだ拒否反応や違和感を持つ人が残っているという。

- 企業では、優れた経営を持続させるためのコーポレート・ガバナンス、透明性、説明責任が強く求められ、投資家の理解を得るために積極的にIRを行う。また、新事業の展開にあたってはマーケティング、広報・宣伝活動などを積極的に行うことはいうまでもない。
- こうした経営努力はNPOにも求められるものである。小規模のNPOでは、まず組織体制の構築や適正な会計処理といった基本事項の充実が必要だろう。さらに、中期的な計画や戦略を定めることも必要とされる。また、支持基盤を拡大するために、寄付開拓において人々が手軽に募金できる仕組みを開発したり、寄付を依頼するターゲットを明確に定め、そのターゲットにあった広報活動を展開したり、活動や資金の流れの透明性を徹底的に高めるなど、創意工夫の余地は充分にある。

②NPOの活動を支える「志ある資金」が必要である

- 第二の課題は、財務基盤の脆弱性である。NPO法人の平均収支規模は約 2513 万円であり、3000 万円以上の事業規模を持つNPO法人は全体の 19.3%、1 億円以上は 4.4%に過ぎない。
- NPOの活動を支える収入源の一つである寄付金に関しては、わが国では個人寄付を中心とした寄付金が集まりにくいことが指摘されている。例えば米国と比較すると、わが国の個人寄付金額は米国の 88 分の 1（1%強）過ぎない。

図表10：寄付金総額の日米比較（2002年）

	日本	米国	日本：米国
個人	2,189億円（30.1%）	1,840億ドル（約19兆3,200億円）（93.8%）	1：88
法人	5,092億円（69.9%）	120億ドル（約1兆2,600億円）（6.2%）	1：2
合計	7,281億円（100.0%）	1,960億ドル（約20兆5,800億円）（100.0%）	1：28

（出所）山内直人他「非営利サテライト勘定による寄付とボランティアの統計的把握」ESRI Discussion Paper Series No.126（内閣府経済社会総合研究所、2004年）掲載表を元に、為替レートは1ドル＝105円で再計算し、一部加工。

- 個人を中心とした寄付金が増えない理由として、以下の3つがあげられる
 - a) 「民」を信用しない前提の「寄付金税制」
 - － 2万を超えるNPO法人のうち、寄付者が税制上の優遇を受けられる認定団体が少ない（2006年7月1日現在で、認定を受けているのは46団体）。

b) NPOの活動成果や会計についての情報不足

- － NPOの活動実態、資金の使途、成果に関する情報が不十分だと、「寄付したお金が有効に使われているのか」という国民の不信を招き、広い支持を得ることが難しい。
- － NPOの活動を客観的に評価・紹介する組織も必要である。こうしたガイドなく寄付をしたいと思うNPOに出会うことは一般の人には難しい。

c) 国民のパブリック・マインドの希薄さ

- － 「自らが投じる少額の寄付でも、社会に貢献しよりよい社会を築く第一歩になるという感覚（パブリック・マインド）が乏しい。

4. 企業経営者からの「7つの提言」

① NPOの経営能力構築（キャパシティ・ビルディング）支援

- 【提言1】優れたNPO経営者を育成する
- 【提言2】企業が有する人材・知恵を活かす

② 個人を中心とした寄付文化の醸成とNPO融資の拡充

- 【提言3】革新的な寄付開拓や融資の仕組みを創る
- 【提言4】情報公開・評価を徹底する
- 【提言5】寄付金税制を拡充する
- 【提言6】社会で成功を収めた企業経営者が率先垂範する

③ 国民の社会に対する意識を変革する

- 【提言7】パブリック・マインド醸成を重視した教育を行う

5. 経済同友会の「行動計画（アクション・プラン）」

- ① 積極的なアドボカシー（情報発信／働きかけ）
- ② 早期に実行可能な「パイロット・プログラム」の実施
- ③ 「NPO支援推進組織」設立の検討（フィージビリティ・スタディ）

以上

NPO・社会起業委員会

第1回「百聞は一見にしかず」ツアー

大橋洋治委員長をはじめ委員12名が、NPOの活動現場を訪問

NPO・社会起業委員会は、第1回「百聞は一見にしかず」ツアーを10月20日に実施し、東京・千葉の3カ所を訪問した。ツアーは、ほぼ終日にわたる行程だったにも関わらず、大橋洋治委員長（全日本空輸取締役会長）をはじめ12名の委員が参加。多数のオブザーバー参加者やマスコミ取材も加わり、当初の予定を上回る規模となった。

昨年度のNPO・社会起業研究会は、1カ所のみであったが

NPOの訪問見学を行った。その際にNPOに対する委員の関心が非常に高まったため、今年度は「百聞は一見にしかず」ツアーと銘打ち、継続的にNPOの活動現場の見学を企画、実施することとなった。

第1回目の今回は、委員の希望により、「社会教育の推進を図る活動」を行っている法人を訪問先に選定した。3法人は、組織形態も事業プランも異なっていて、密度の高い現場見学が実



大橋洋治委員長

現できた。加えて、ニートやフリーターの問題に対する様々なアプローチを知ることができ、この面での認識も深めることができた。

財団法人東京YMCA「liby」

財団法人東京YMCAを母体に、1998年に設立された。学校や社会との不適合を起こす子どもたちは“自分を責める意識”が強く、そこから解放することで社会復帰を応援していこうとしている。不登校、引きこもり、精神疾患を抱える子どもたちに、「ありのままで過ごせる場所」を

提供するのが、libyである。libyには200名の登録ボランティアがおり、学習サポート・各種講座・野外活動などを行っている。小・中学生の場合、libyに行けば在籍校の出席扱いになる仕組みにもなっている。

libyでは、こうした施設の運営だけでなく、地元の新宿区の

施設立案に参画したり、公的事業の運営に関わったりするなど、地域に根ざした活動を幅広く展開している。財政的には、企業からの寄付に負うことが多い。事業拡大に関する委員の質問に対しては、「常に新しいアプローチを模索するのが我々の役割」とし、組織の理念を強調した。



ディレクターの秋田正人氏からlibyに集まる子どもたちについて説明を受ける委員。医療との連携など、課題も多いという。



libyを見学（写真左）の後、意見交換会に移った。「経営者の視点は我々と違うので、参考になるものがあつた」（秋田氏）。



NPO法人 キャリアパスポート

今年5月に法人格を取得。人材派遣のピーキャストグループと連携し、フリーター問題に立ち向かう市民ネットワークの構築を目指す。主にシニア層から個人会員を募り、彼らのキャリアを活用して、フリーターに対する教育支援やカウンセリングを開始している。同時に、就労

体験機会の提供等の支援をしてくれる企業会員も募集する。フリーターのスキルアップと就労支援の両面を統合的に展開するのが、このNPOの事業プランであるが、まだ緒についたばかりであり、具体的成果はこれからという段階にある。理事長との意見交換でも、委員の側からア

ドバイスを送るという場面が多く見られた。



事業について説明する理事長の水野要氏（写真中央）と事務局長の五十嵐晃彦氏（右端）。

NPO法人 ニュースタート

活動を始めたのは1994年で、NPO法人格の取得は1999年。不登校や引きこもりの若者の自立支援を行う組織の“老舗”である。家庭訪問、寮での共同生活、学び・働きの体験という3段階の支援を設定し、若者を社会に連れ出すという取り組みを行っている。千葉・埼玉の他、イタリア、韓国などの海外でも寮を

開設している。さらに就労体験の場として、デイサービスセンターや喫茶店を自ら運営する。最近、IT事業部を立ち上げ、就労形態の幅を広げた。

代表の二神能基氏^{ふたがみのうき}の方針により、公的な財政支援は受けず、若者の親からの教育費と自らの事業収入のみで運営しているという。しかし、未だにNPOやボ

ランティアに対する社会の理解が十分とは言えず、それが活動の壁だと指摘し



代表の二神能基氏と委員との意見交換会。二神氏によれば、「企業経営者の方が見学に来られたのは初めて」とのこと。

ていた。その一方で二神氏は、日本のNPOを“Non Power Organization”であると評し、NPO側の力量向上こそが重要だと強く訴えた。NPOが力を付け、企業や行政と対等な立場で、社会的課題の解決を図れるような新しい関係を築きたいと語った。



千葉県市川市にあるニュースタートが運営する4つの事業所・店舗を見学。その場で委員からスタッフに次々と質問が発せられていた。

第1回ツアー参加者（役職は11月16日現在）

委員長

大橋洋治（全日本空輸 取締役会長）

副委員長

洪澤 健（シブサワ・アンド・カンパニー 代表取締役）

島谷克義（ファイザー 常務取締役）

林 明夫（開倫塾 取締役社長）

委員

大岡 哲（リョービ 監査役）

梶田邦孝（全日本空輸 常勤監査役）

桐原敏郎（日本テクニカルシステム 取締役社長）

建部信也（エヌ・イー ケムキャット 特別顧問）

土居征夫（企業活力研究所 理事長）

長坂 強（長坂事務所 所長）

野本明典（全日本空輸 取締役執行役員）

南 直哉（東京電力 顧問）

*上記委員のほかに、正副委員長スタッフ、経済同友会事務局職員、オブザーバーが同行

NPO・社会起業委員会

第2回「百聞は一見にしかず」ツアー
日本で生活する外国籍の人々を支援するNPOを訪問



(写真左) 意見交換会に臨む委員。(写真右上) ふじみの国際交流センター理事長の石井ナナエ氏。(写真右下) 多文化共生センター・東京21代表の王慧謹氏。



大橋洋治委員長

NPO・社会起業委員会による「百聞は一見にしかず」ツアーの第2回が、1月19日に開かれ、東京と埼玉のNPO2カ所を訪問した。大橋洋治委員長（全日本空輸取締役会長）をはじめ、11名の委員が参加。オブザーバー参加者等も加わり、ほぼ前回同様の人数での見学ツアーとなった。

NPO・社会起業委員会は、NPOを「社会的課題の解決を目指す民間主導型社会における新たな主体」と位置づけており、その活動が期待される領域は広

い。その中で今回のツアーは、「日本に暮らす外国籍の人たちの支援」をテーマに選んだ。訪問先での意見交換では、委員から「初めて知った」「勉強不足だった」という発言が数多く出るなど、このテーマに対する理解や認識を新たにする契機となった。また討議終了後には委員が、支援や協力を期待できそうな部分について情報提供を行う場面もあり、双方にとって実りのある訪問となった。

他方、訪問先2カ所の代表とも、企業経営者の見学活動に謝

意と敬意を表したほか、昨年7月に発表した提言「社会変革に挑むNPOには優れた経営者と志ある資金が必要である」の内容について、全面的に賛同できる旨の発言があった。委員会の地道な活動、そして問題意識の方向性の正しさが改めて確認されたといえよう。なお、同ツアーは今春にも実施する予定だ。

第2回ツアー参加者（役職は2月20日現在）

委員長

大橋洋治（全日本空輸 取締役会長）

副委員長

洪澤 健（シブサワ・アンド・カンパニー 代表取締役）

林 明夫（開倫塾 取締役社長）

廣瀬 修（サーベラス ジャパン 経営諮問会議 副会長）

森 光平（資生堂 執行役員常務）

委員

大戸武元（ニチレイ 取締役会長）

梶田邦孝（全日本空輸 常勤監査役）

久保信一（日本情報通信 取締役）

関根 攻（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）

長坂 強（長坂事務所 所長）

藤井俊一（ネスレ日本 取締役会長）

*上記委員のほかに、正副委員長スタッフ、経済同友会事務局職員、オブザーバーが同行

認定NPO法人 ふじみの国際交流センター（埼玉県ふじみ野市）

地域に生活する在日外国人の自立支援と国際交流による共生の町づくりを目的に「ふじみの国際交流センター」は1997年に活動を開始。2003年に認定NPO法人となった。無報酬のスタッフ80名を中心に、20の領域で活動する。ここまで網羅的に支援を行う組織は稀有で、スタッフに外国人がいる点も大きな特

色である。

NPO側からは、在日外国人が直面する問題の多様性や解決の困難さを訴える声が相次いだほか、財政面の窮状が詳しく説明された。基本的に受益者から収入を得られる状況になく、9割を占める日本人会員からの会費も年間予算の5%程度。行政からの事業委託費、スタッフ自

らの寄付に頼っており、なおかつ間接費が自己負担になることがほとんどだという。

意見交換から浮かび上がった問題点は、①財団等からの助成金は単年単位でなく3～5年単位が望まれる、②在日外国人は福祉事業対象者ではなく行政窓口が曖昧で理解も不足、③マネジメントやネットワークづくりなど財政以外のNPO支援も必要、④在日外国人の子どもの学びの権利が保障されていない、など多岐に及んだ。委員からは「NPOの活動環境改善に向け、経済同友会としても社会の理解を求める活動を継続していく」といった発言があった。



意見交換では、外国人スタッフからも話を聞くことができた。外国人からの生活相談は年間400件程度あり、5カ国語で対応しているという。



NPO法人 多文化共生センター・東京21（東京都荒川区）

1995年の阪神・淡路大震災で被災した外国人の支援を行っていた組織を発展させて、同年10月に「多文化共生センター」が発足した。2000年にNPO法人格を取得。現在は大阪・兵庫・京都・広島と東京に事務所がある。「東京21」は、特に子どもと言葉の問題に重点を置いて活動している。昨年6月には、主

に高校入学を目指す日本語学習と学科勉強のフリースクールを開講させた。外国人の子どもが対象のフリースクールは、全国でもあまり例を見ない。「東京21」はこれを収益事業と位置づけ、授業料を徴収し、有給で講師を雇用した。しかし時間や人数の点で教育の実効性を重視すると収益性が見込めず、計画の

見直しが迫られているという。

この事例が象徴するように、最大の課題は財務とマネジメントである。同センターの5つの事務所は来年度、理念を共有しつつ、各々独立の組織にするとの説明があった。人材難に対する有効な方策は見出せていないという。

「東京21」は、外国人子弟の実態調査も行っており、日本の行政が実情を把握できていない点が問題だという。また、授業を理解できるレベルの日本語能力がない生徒でも卒業できてしまう現状、それに付随して生じる外国人子弟の高校進学率の低さなど、制度的課題の指摘もあり、委員も共感を示していた。



委員が見学した事務所（写真右）は、フリースクールの教室としても使用されている。親子を対象にした進路ガイダンスも行っている。



NPO・社会起業委員会（2005年度）

第3回「百聞は一見にしかず」ツアー

難病患児とその家族を支える、財団・企業・NPOの多様な活動形態

去る4月12日、NPO・社会起業委員会は、第3回「百聞は一見にしかず」ツアーを実施した。大橋洋治委員長をはじめ13名の委員とスタッフらが参加、これまでに最も人数の多いツアーとなった。

今回のテーマは「難病患児とその家族の支援」。難病に苦しむ子どもは約20万人におよび、長期入院等を強いられ、経済的・精神的負担に苦しむ家族は多い。こうした社会的課題は、行政からの支援を期待しにくい、民間による支援が望まれている。ツアーの訪問先の2カ所の施設は、地方在住の難病患児の家族に、東京での入院治療の際の宿泊先を提供している。そして、「ホテルではなくハウス。我が家



「アフラックペアレンツハウス浅草橋」のプレイルーム。利用者が安らげるようなスペースと設備に、十分な配慮がなされている。



（写真左）「せたがやハウス」で財団理事長の開原成允氏、事務局長の長瀬淑子氏他との意見交換を行った。委員からは、財団の理念に敬意を表す発言が相次いだ。

（写真下）大橋洋治委員長。



の延長である」という考え方も共通で、利用者共用のキッチン、ダイニング、ランドリー等の設備がある。両施設とも宿泊料は1泊1,000円。また、プレイルームやリビング等の家族がくつろげたり、利用者間の交流が持てたりするスペースもある。

ドナルド・マクドナルド・ハウスは、1974年にアメリカで初めて建設され、現在は27カ国に251のハウスがある。日本では東京（世田谷）・仙台・高知・大阪にあり、それぞれが特定の病院との連携型になっている。一方、アフラックペアレンツハウスは、都内の浅草橋と亀戸にあり、対象病院を特定しないホテ

ル型になっている。

ところで、見学先の2カ所の施設は、企業名を冠していることからわかるように、いずれも企業が提供したものである。施設運営はNPOやボランティアが行っているという点も、ほぼ共通している。ひとつの社会的目的のために、企業・財団・NPO・ボランティアが共同しているケースと言える。企業とNPOの関係や企業の社会貢献のあり方を考えることも、今回のツアーの狙いのひとつであった。

なお、NPO・社会起業委員会は、過去3回のツアー見学を中心にした報告書を7月に発表する予定。

第3回ツアー参加者（敬称略・役職は6月14日現在）

委員長

大橋洋治（全日本空輸 取締役会長）

副委員長

秋岡久恵（ウィタンアソシエイツ 取締役会長）
 渋澤 健（シブサワ・アンド・カンパニー 代表取締役）
 島谷克義（ファイザー 常務取締役）
 林 明夫（開倫塾 取締役社長）
 廣瀬 修（サーベラス ジャパン 経営諮問会議 副会長）
 森 光平（資生堂 執行役員常務）

委員

梶田邦孝（全日本空輸 常勤監査役）
 関根 攻（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）
 建部信也（エヌ・イーケムキャット 特別顧問）
 長坂 強（長坂事務所 所長）
 藤井俊一（ネスレ日本 相談役）
 南 直哉（東京電力 顧問）

*上記委員のほかに、正副委員長スタッフ、経済同友会事務局職員、オブザーバーが同行

財団法人 ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン／国立成育医療センター

財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン（以下、財団）は、1999年設立で、訪問先の「せたがやハウス」が国内第1号のハウス。なお、廣瀬修副委員長は、財団の専務理事を務めている。

ドナルド・マクドナルド・ハウス（以下、ハウス）の理念は、以下の3点に集約できる。①難病患儿家族の「第2のわが家」

にすること。②運営は無償ボランティアが行うこと。多数のボランティアがかかわることで、閉鎖的になりがちな病院に良い影響を与えることも可能。③特定病院と連携する。公正で安心できる施設利用には、病院側との連絡、調整は不可欠。

財団には、全国の自治体や小児病院からハウス建設の要望が寄せられている。しかし、企業（日本マクドナルド）負担によ



る土地・建物の寄付は限界があり、既存建物の利用等の新しい枠組みが模索されている。施設運営にかかわる財団の負担は、常勤雇用者を1ハウス1名に抑えていても、税負担等が重たいのが現状だという。

「せたがやハウス」に続き、その連携先である国立成育医療センターを見学した。総長以下幹部7名が案内に立ち、成育に関する高度先駆的医療の現状を委員に説明した。



（写真左・下）「せたがやハウス」見学後、成育医療センターへ移動。連携先の病院の至近距離に位置する点も、ハウスの特色だ。



アフラックペアレンツハウス／財団法人 がんの子供を守る会

アフラックペアレンツハウスは、アメリカンファミリー生命保険（以下、アフラック）の寄付金により、財団法人がんの子供を守る会（以下、守る会）が建設した。アフラックの担当者の説明によると、①ボランティア意識の高い米国本社の理解を

得やすい、②本業に近い寄付活動は社員・代理店組織のモチベーション向上に貢献する等の理由から、工夫を凝らした寄付金集めを行っているという。そして、ペアレンツハウスの運営費も寄付している他、様々な社会貢献を行っている。

一方、守る会は1968年の設立で、小児がんの子どもと家族の支援のために、研究助成・療育助成・相談助成等、幅広い活動を行っている。「ペアレンツハウス浅草橋」内には、守る会の事務局がある他、家族への支援・相談、医療関係者・家族・ボランティアの交流活動、情報収集と広報活動等を行うための施設、設備を備えている。宿泊施設部分の運営は、NPO法人ファミリーハウスが行っている。守る会の収入は、主に企業からの寄付だが、最近はやや集まりにくいという。



（写真左）守る会について、事務局長の後藤英司氏が説明を行った。（写真下）アフラックの寄付活動等を説明する、広報部課長の永渕氏。

